平成３０年（フ）第３６０号
千葉市若葉区桜木北１丁目４番１号　ライトヒルズ桜木405号
債務者　吉浦　邦昭
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４３４号
千葉市若葉区小倉台７丁目25番５号
債務者　須藤　文雄
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２５号
島根県安来市西松井町９番地
債務者　田中　康之
1　決定年月日時　平成30年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４１号
松江市東奥谷町256番地８
債務者　安達　基樹
1　決定年月日時　平成30年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１３２号
熊本市東区上南部３丁目４番107号　松の上アパート206
債務者　山口　美樹
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１４４号
熊本市西区八島２丁目８番６－304号　県営八島団地
債務者　渡辺　康代
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１６号
青森県黒石市住吉町65番地
債務者　村上あゆみ
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成３０年（フ）第３４号
青森県弘前市大字松木平字松山下90番地２
債務者　伊藤　一郎
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成３０年（フ）第４６号
広島県福山市新涯町１丁目40番29号、前住所岡山県笠岡市美の浜９番地49
債務者　赤木　弘朋
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第３５号
神奈川県横須賀市二葉２丁目１番18―802号
債務者　佐藤　由美
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第１４７号
神奈川県厚木市林３丁目８番49号　アイ・ヴィレッジ202
債務者　鈴木さゆり
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１５６号
神奈川県厚木市上依知40番地４　シャルムＫフレール202、前住所東京都町田市小川６丁目17番２号　第２光栄ハイツ　106
債務者　菊池　次男
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１５号
山口市吉敷佐畑４丁目９番１号　山口よしき病院、住民票上の住所山口市後河原162番地２
債務者　篠川　久子
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２５２４号
東京都江東区大島８丁目５－８－302
債務者　山田　　一
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２５２６号
東京都大田区西糀谷４丁目７－３－306
債務者　加藤　大輔
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２５４２号
東京都杉並区永福４丁目６－19－206
債務者　渡邉　沙耶
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部